

令和元年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 市民文化部
市民生活課・市民・消費生活相談室・多文化共生推進室 市民協働安全課 文化振興課
男女共同参画課・男女共同参画センター 市民課・市民窓口サービスセンター あさけプラザ
- 3 監査実施期間 令和 元年 11月 11日から令和 元年 11月 14日まで

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【市民生活課、市民・消費生活相談室、多文化共生推進室】

<p>共通（1）原課契約工事について 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストにおいて、チェック欄の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 12月 5日 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストを活用した適正な手続が行えるよう、市民文化部合同の会計事務や契約事務等の研修会を行い、職員の事務処理能力の向上に努めた。</p>
<p>（1）支出事務について 使用料の過誤納金の還付において、委任払のために必要な委任状に受任者の印鑑が漏れている事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 12月 5日 委任状受理時に印鑑の確認を徹底するとともに、印鑑のない場合は、押印を求めるように是正した。</p>

【市民協働安全課】

<p>（1）支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 報償費の支出において、源泉所得税の控除漏れ。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月 18日 相手方に報償費の入金先口座を確認し、個人口座への入金を希望される場合には、市の会計事務処理方法をまとめた会計事務の手引きに則り、適正に源泉所得税の控除を行うよう、課内で改めて周知徹底を図った。</p>
<p>イ 報償費の支出において、委任払をしているにもかかわらず、委任状の添付漏れ。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月 28日 相手方が報償費の委任払を希望される場合には、委任状の提出を受けるよう改めた。</p>

ウ 委託業務の完了時に受託者から提出された業務完了報告書の決裁処理漏れ。	【措置済】 令和 2年 4月 1日 委託により実施する業務において、業務完了報告書の提出があった際には、遺漏なく決裁処理を行うよう、事務処理の方針について課内で確認を行った。
--------------------------------------	--

【文化振興課】

(1) 支出事務について 支出命令書において、検査検収日の記載誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 令和 元年12月 5日 検査検収日の記載誤りについて、文書補正を行った。また、不備の内容について所属内で周知し、起案者だけでなく、複数の決裁者によるチェックの徹底を図った。
(2) 契約事務について 委託契約に係る見積書において、見積者の住所の記載漏れが見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 令和 元年12月 5日 記載漏れのあった見積者の住所については再提出していただいた。また、見積書を受領するにあたっては、記載事項の確認を徹底し、不備のある書類については再提出を求めるよう、課内で周知を図った。
(3) 文書管理について 起案文書において、決裁日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 令和 元年12月 5日 決裁日の記載漏れについて修正を行った。また、文書管理規程に基づき、決裁日を漏れなく記入するよう、課内で周知を図った。

【男女共同参画課・男女共同参画センター】

(1) 支出事務について 需用費の支出において支払遅延が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 令和 元年11月14日 請求書受領後、15日以内に支払いを完了するよう職員に周知徹底し、支出事務の優先度を高め、請求書受領後、速やかに支出命令の起案を行うとともに、このような不備が生じないよう適正な事務処理に努める。
--	---

【市民課・市民窓口サービスセンター】

(1) 文書管理について 執務日誌の決裁処理がなされていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 令和 元年12月24日 執務日誌については翌月初頭に速やかに決裁処理を行った。今後、決裁処理については管理グループ職員全員でチェックを行い、遅滞が生じないように努める。
--	---

【あさけプラザ】

<p>共通 (1) 原課契約工事について 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストにおいて、チェック欄の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 原課契約工事発注において、チェックリストを用いた検査及び検査記録のチェックリストへの記載を徹底するよう、所属内で周知した。</p>
<p>(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>ア 委託料の支出において、請求書に請求日の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 委託料の支出において、請求書に請求日の記載漏れがないか十分確認するよう所属内で周知するとともに、上位職を含めた複数の職員のみで丁寧に確認を行うこととした。</p>
<p>イ 支出負担行為兼支出命令書において、請求日の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 支出負担行為兼支出命令書の起案において、請求日の記載誤りをしないよう所属内で周知するとともに、上位職を含めた複数の職員のみで丁寧に確認を行うこととした。</p>
<p>(2) 備品等の管理について 茶室の天袋の中に、「掛け軸 1、2、3」「風鎮 1、2、3」と明瞭に記載された紙が掲示されている。しかし、同天袋内に風鎮は3個保管されているが、掛け軸は1軸しか保管されておらず、室内にも掛かっておらず、所在不明となっている。また、保管されている掛け軸1軸については、取得経緯が不明で評価価格を付することが困難であるので、美術工芸品として寄贈品台帳へ登載されるべきであるが、登載漏れであった。不備のない適切な事務処理及び管理を行うこと。</p>	<p>【検討中】 令和 2年 6月18日 当該備品について取得経緯や収蔵有無等を調査中であり、調査結果に基づきしかるべき台帳に記載する。</p> <p>【措置済】 令和 2年 9月18日 現存する掛軸は書画を付け替えて掲示するタイプの1軸のみである。付け替え掲示する書画及び他軸の存否については、館内をくまなく搜索し、前任職員等にも聴き取りしたが、存在の確認はできなかった。現存する掛軸及び風鎮3組については、保管場所を事務室内保管棚へ変更しており、早急に備品台帳又は寄贈品台帳へ登載することとした。今後は、備品・寄贈品等について、適切な実査と台帳照合を実施するとともに適正な財産管理に努めていく。</p>

<p>(3) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 複数の決裁文書において、決裁日の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 文書決裁後の文書完結事務や文書編綴事務において、決裁日の記載漏れがないか十分確認するよう所属内で周知した。</p>
<p>イ 業務委託発注の起案文書において、見積依頼書案の見積依頼日及び見積期限の鉛筆による記載。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 起案文書について、見積依頼書案の見積依頼日及び見積期限が消えない筆記具で記されているか十分確認するよう所属内で周知するとともに、上位職を含めた複数の職員が目目で丁寧に確認を行うこととした。</p>
<p>ウ 施設の使用許可申請書及び領収書において、使用者名が正確な氏名・名称ではなく略称等による記載。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 申請者が使用許可申請書に記載した文字のとおり使用許可証や領収証を作成するため、申請書に正確な使用者名が記載されるように申請受付時に使用者へ案内するよう、職員に周知した。</p>
<p>(4) 原課契約工事について 同種の建築、営繕工事において、2回に分けて契約されている事例が見受けられた。四日市市事務専決規程では100万円以上の建築、営繕工事に係る発注は調達契約課の専決事項となっている。安易な分割発注と思われるような契約は慎むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 当該工事は、施設利用の利便を図るため早期の施工を求められていた中、別の工事として契約したが、安易な分割発注とならないよう、類似の工事は一つの契約で発注するよう、所属内で周知した。</p>

令和元年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査対象 | 市民文化部
市民生活課・市民・消費生活相談室・多文化共生推進室 市民協働安全課 文化振興課
男女共同参画課・男女共同参画センター 市民課・市民窓口サービスセンター あさけプラザ |
| 3 | 監査実施期間 | 令和 元年11月11日から令和 元年11月14日まで |

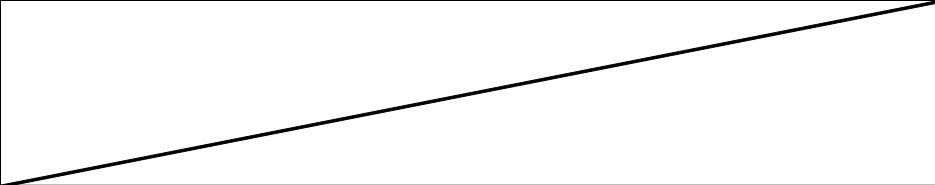
監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【市民生活課・市民・消費生活相談室・多文化共生推進室】

<p>共通（1）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 課内ミーティングにおいて個々の業務量を確認し、業務の平準化を図るとともに、業務の効率化を行った。その結果、令和元年度における時間外勤務が年間360時間を超える職員数は2人で、前年度から1人減少した。今後も引き続き時間外勤務の抑制に努め、所属長による担当者へのヒアリングなどを通じ、ワークライフバランスの充実を図るよう取り組んでいく。</p>
<p>共通（2）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年12月 5日 定められたルールに基づいた適正な事務の執行について、総務部作成の「適正な事務事業推進のためのチェック事項」や、会計管理室作成の「会計事務の手引き」等のマニュアルを活用することについて、課内で徹底を図った。また、令和元年12月5日に市民文化部合同の会計事務や契約事務等の研修会を行い、職員の事務処理能力の向上に努めた。引き続き事務能力の向上に努めるとともに、上位職による牽制やサポートを行っていく。</p>

<p>共通（３）市民に分かりやすい相談窓口体制について 市民生活課の相談窓口として市民相談、消費生活相談と外国人市民向け生活オリエンテーションがあり、男女共同参画課にも相談窓口がある。他にも内容の異なる相談窓口があり、市民から見ると自分の抱える相談がどの窓口で対応してもらえるのかが分かりにくい。市民にとって分かりやすい相談窓口となるよう、相談体制の整備と広報や周知方法の充実を図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 ２年 ９月１８日 各課の相談窓口については、相談内容を「市民・福祉・教育・人権」の４つに分類し、広報よっかいちの毎月下旬号最終面に各種相談事業の一覧を掲載し、市民への周知を図っている。市ホームページについては、市民にとって見やすい表示となるよう、掲載順が順不同となっていた相談一覧を広報よっかいちと同じく相談内容別に変更するよう、担当課（広報マーケティング課）に依頼し、改善した。市民にとって分かりやすい相談窓口となるよう、イベント開催時にパンフレットを配布するなど、様々な媒体や機会を生かして周知に努めていく。</p>
<p>（１）駐車場用地の借地について 借地契約により地区市民センターへの来館者用の駐車場用地を確保している。人口減少・高齢化が市民のセンター利用に及ぼす影響を考慮し、将来に向けて駐車場用地の確保は借地によるのが良いのか購入するのが良いのか検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 ２年 ９月１８日 地区市民センターでは現状でも駐車場が不足しているため、利用者から駐車場が少ない等の苦情が寄せられており、センター利用者の利便性を損ねることのないよう、駐車場の確保は必須である。契約更新時に契約価格も含め地権者の意向を聞き取るほか、空き区画が出たら連絡を頂けるように依頼する等更なる駐車場の確保に向けて動いているが、現状、購入は難しい。土地の買収については予算措置も含め地権者の意向も慎重に聞き取っていく必要があることから、今後も引き続き検討を行っていく。</p>
<p>（２）四日市市自治会連合会事務局運営事業費補助金について 自治会活動の円滑化を図るため、自治会連合会が行う各地区自治会や本市との連絡調整等の事業に係る費用に対し補助金を交付している。自治会連合会の役割が見えづらいため、補助金の交付目的や用途について、各地区自治会や市民に対し、いつでも分かりやすく説明できるようにしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 ２年 ９月１８日 四日市市自治会連合会は各地区の連合自治会間の連絡調整や、人材育成を目的とした自治会長を対象とした研修会などを実施しているほか、行政との窓口として各課からの依頼事項の調整や取りまとめを担っている。市は四日市市自治会連合会事務局の運営等に必要な費用を補助することにより、四自連及び市内の自治会活動が円滑に行われるよう支援しており、各地区自治会や市民の方から質問等を受けた場合には適宜回答を行っている。 今後も引き続き補助金の目的・効果を確認しながら、自治会活動の円滑化を図っていく。</p>
<p>（３）地域活動の担い手の発掘・育成について 市全体において、地域活動の担い手の不足と高齢化が課題であり、人材の固定化も見受けられる。地域での共助を円滑に行い、より良い地域社会づくりを行うためには、地域での連携や協働に理解のある担い手の存在が必要不可欠である。担い手の発掘・育成に関する先進事例の調査研究の成果を館長会で情報提供するとともに、各地区市民センターの取組みの好事例について当課と各地区市民センター間で情報共有を図るなど、当課と各地区市民センターが一体となって、担い手の発掘と育成に引き続き尽力し、取組みの強化を図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 ２年 ８月１１日 地域活動の担い手の発掘・育成について、全国の地方自治体が集まる研修などに積極的に参加し、先進事例を学び、情報交換を行い、本市で実施可能な事例を館長会等を通じて各地区市民センターと情報共有するよう徹底した。</p>

<p>(4) 外国人市民への窓口対応について 今までブラジルやペルーなどの外国人市民が多数であったことから、窓口においてポルトガル語及びスペイン語での通訳対応を行ってきた。しかし、近年は、ベトナム、フィリピン、タイなどの外国人市民も増えてきているため、消防本部で外国人からの119番通報に対して三者間電話通訳システムにより多言語の通訳対応を行っている事例も参考に、窓口においても多言語の通訳対応を可能とする体制の整備を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年12月 1日 国の外国人受入環境整備交付金を使って、令和元年12月から、13言語（英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、韓国語、タイ語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、ヒンディー語、インドネシア語、フランス語、ロシア語）に対応するテレビ電話通訳サービス（タブレット端末3台）を多文化共生推進室に導入し、窓口における多言語化を図った。</p>
<p>(5) 外国人市民向け生活オリエンテーション事業について 市役所1階において、生活に必要な行政情報等をポルトガル語で提供する生活オリエンテーション事業を行っている。次のアからウまでに掲げる事項について見直しを図るなどして、より効果的な事業とすること。</p>	
<p>ア 近年、ポルトガル語を母国語とする外国人市民の数が減少する一方で、ベトナム、フィリピン、タイなどの外国人市民の数が増加し、多言語での対応が求められている状況があるため、外国人市民のニーズを把握した上で、ポルトガル語のみの対応となっている現在の事業内容について見直しを行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年12月 1日 外国人市民向け生活オリエンテーション事業での相談者のうち、約7割がブラジル人であり、ポルトガル語で対応している。その他の言語については、令和元年12月に多文化共生推進室にテレビ電話通訳サービス（タブレット端末）を導入し、13言語に対応することができるようになった。</p>
<p>イ この事業は、単独随意契約により委託しているが、単独随意契約とすべき理由が明確とはいえず、受託業者は長期に渡って同一の業者となっている。受託可能な業者の調査を広く行った上で契約方法を再検討すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日 令和2年度に多文化共生の推進を目的とした事業者が設立されたため、令和3年度からは指名競争入札による委託契約を進める。</p> <p>【措置済】 令和 3年 3月 2日 令和3年度事業については、多文化共生の推進を目的とした事業者3者を指名し、指名競争入札により委託契約を締結した。</p>
<p>ウ 同じフロアで外国人市民の転入手続などの窓口業務を行っている市民課との連携を大切にして、事業の充実に役立てること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月23日 委託業者に対して、市民課と連携の上、外国人市民への行政サービスの提供に努めるよう、再度、申し入れを行った。</p>

<p>(6) 多文化共生推進事業に関わるスタッフについて 多文化共生推進事業では、多くのボランティアスタッフに無償ないし交通費相当額（500円）の謝金で活動してもらっている。日本語教室の講師などの人材を確保して更なる事業の充実を図るため、スタッフの有償での雇用等について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 ボランティアスタッフとの意見交換会等において、ボランティアの意見を聴取しながら、多文化共生推進事業に関わるボランティアのあり方を検討していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月18日 多文化共生推進事業における日本語学習支援事業（日本語教室）については、単に外国人市民の日本語能力の向上を図るだけでなく、外国人市民と日本人市民との交流の場ともなっている。 ボランティアとの意見交換会では、ボランティアからは、外国人市民の日本語学習を支援するとともに、外国人市民との交流を深める目的で活動に取り組んでおり、有償化された場合に学習者の要求に十分に対応できるかどうか不安であるとの声が聞かれた。 また、有償で雇用したスタッフによる支援活動を実施した場合、学習者の受講料負担が増すことにつながる。多くの学習者を受け入れるため、無償または交通費相当額の謝金にて、ボランティアスタッフによる活動を継続するとともに、研修会等を実施し、ボランティアの能力向上に努めていく。</p>
<p>(7) 多文化共生サロンにおける取組みについて 多文化共生サロンでは笹川地区をモデル地区として外国人市民の戸別訪問や地域住民との交流促進のための取組みを進め、その成果を他の地域に紹介しているが、それが有効に活用されているか検証し、これからの多文化共生の取組みに役立てること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 出前講座を通じて、モデル地区である笹川地区での多文化共生の取組みを紹介している。令和2年度中に、日本人市民および外国人市民を対象とした多文化共生に関するアンケート調査を実施する予定であるため、まずは、地域における多文化共生の実態把握に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 地域における多文化共生の実態を把握するため、日本人市民及び外国人市民を対象とした多文化共生に関する市民意識調査（アンケート）を実施中である。 また、令和3年度には「多文化共生推進プラン」の改訂を予定しており、多文化共生サロンにおける取組みの検証や、アンケート結果等を踏まえ、モデル地区以外での多文化共生の取組みを進めるよう努めていく。</p>

<p>(8) 計量に係る検査について ア 商品の量り売りを行う事業者に対し立入検査を実施し、正確に内容量を計量してその内容量が商品に表記されているかを確認している。量目不足の表記が認められた場合には、その場で事業者を指導し、改めて内容量を計量させ、正しい内容量を表記させるなど必要な措置をとらせている。引き続き、消費者保護のため、事業者への牽制に有効な措置をとること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 立入検査は中元期と歳末期の年2回行っており、毎回実施する店舗を変えることで、特定の地域や店舗に偏ることのないよう検査を実施している。事業者への牽制措置として、今後は量目不足などで注意や指導があった店舗については、改善に向けて重点的に立入検査を行ない、消費者保護に努めていく。なお、今年度は新型コロナウイルスの影響で中元期の立入検査は中止となっており、歳末期からの実施を予定している。</p>
<p>イ 定期検査の対象者としては過去の受検者しか把握できないため、定期検査受検の周知・広報については過去の受検者への通知と広報誌による周知に頼っている。定期検査の対象である計量器の使用者間の公平性を確保できるような周知・広報の方法について、他市の取組状況を情報収集して、引き続き研究すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 新型コロナウイルスの影響で、令和2年度歳末期の立入検査は中止となった。今後、立入検査の際、量目不足などで注意や指導があった店舗については、重点的に立入検査を行ない、消費者保護に努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 処方箋を扱うドラッグストアや薬局について、薬剤師会を通じて各薬局に検査日程の配布を行い、新規の薬局からの検査の問い合わせや受検依頼が増加した。今後も特定市の会議等で他市の取組状況などの情報収集を行い、計量器の使用者の公平性の確保に努めていく。</p>

【市民協働安全課】

<p>共通(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 時間外勤務の適正化に向けた取組により、令和元年度における時間外勤務が年間360時間を超える職員数は前年度比1名減の3名であった。 令和2年度については、特別定額給付金の給付事務及びマイナンバーカード発行事務といった、一時的に急激に業務量が増加した他所属の事務を支援するために職員の派遣を行っており、応分の時間外の増加が見込まれるが、事務の効率化や業務分担の平準化により時間外の削減に引き続き取り組むとともに、休日に実施するイベントへの勤務については、振替休日取得できるよう職員間で調整を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの充実に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 上記の取組を継続し、時間外勤務の縮減に努め、令和2年度における時間外勤務が年間360時間を超える職員数については、前年度から2名減の1名となる見込みである。今後も、引き続き、所属全体で時間外勤務適正化に向けて取り組んでいく。</p>

<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月23日 「適正な事務事業推進のためのチェック事項」や「会計事務の手引き」等のマニュアルの活用により、事務執行に際してのルールを意識するよう徹底するとともに、各職員がこれまでに経験したミスや、ミスに繋がる可能性のある状況を共有することで、同様のミスの発生を未然に防ぐ仕組みを設けた。</p>
<p>（１）支出事務について 報償費（講師報償金）の支出に係る起案文書において、その金額の根拠に係る説明が十分になされていないものが見受けられた。金額の根拠を明確なものとし、それを明瞭に起案文書に記載すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月23日 講師報償金の支出にあたっては、原則として部内の報償金基準に基づき、講師の区分に応じてその金額を決定しており、基準によらない場合でも、見積書を徴求し、金額の根拠を明確にしている。引き続き、起案文書において金額の根拠が明確となるよう取り組んでいく。</p>
<p>（２）公文書の編綴について 公募型プロポーザル方式における市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業委託について、支出に関する書類と企画提案に関する書類が分けてファイルに綴じられている。分けて綴じるのであれば、原本証明をした写しを添付するなど、誰が見ても分かるように書類の編綴を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 6月 3日 指摘のあった事業について、支出に関する書類と企画提案書原本を同じ簿冊に綴じ込むよう改めた。</p>
<p>（３）客引き行為等適正化指導員の出退勤の管理について 繁華街等の客引き行為等の指導として嘱託職員４名が１８時４５分から２３時までパトロールを行っているが、休憩時間や退勤時の確認は後日作成する業務報告書で行われている。中部地区市民センターや本庁の当直に確認してもらうなど、適切な勤務管理の手法を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月23日 左記に記載の時間を基本としてパトロールを行っているものの、現場の状況に応じて中部地区市民センターへの立寄り時間に変動が生じ、警備員不在の時間となることもあるため、対面での押印確認等は実施していない。また、帰庁時間についても同様であるが、必ず地下通用口で警備員に声掛けのうえ、自席に帰るよう指示を徹底している。</p>
<p>（４）四日市市安全なまちづくり条例に基づいた活動の実施について ア 四日市市安全なまちづくり条例第６条に安全なまちづくり基本計画を定めることとなっているが更新がされていない。また、第７条に基本計画の策定のため四日市市安全なまちづくり推進協議会を置くこととなっているが、平成１５年度以降は協議会が開催されていない。条例に沿って事業を展開していくこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日 令和３年度中の安全なまちづくり基本計画更新に向け、令和２年度は基礎調査を実施している。計画更新にあたっては、安全なまちづくり推進協議会を開催し、協議会での議論を踏まえ、時流を捉えた計画内容となるよう取り組む。</p> <p>【継続努力】 令和 3年 3月18日 令和２年度に実施した基礎調査の内容を踏まえ、令和３年度に四日市市安全なまちづくり推進協議会および庁内関係部局との調整会議を開催し、安全なまちづくり計画の更新に取り組む。</p>

<p>イ 四日市市安全なまちづくり条例第2条に交通事故に関することが定められているが、市民協働安全課では交通事故に関する事業は行われていない。都市整備部で所管する事務において交通事故に関する事業は行われている。条例と事務分掌との整合性を検証すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月23日 四日市市安全なまちづくり条例では、地域における犯罪及び事故の発生を防止するため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにすることを目的の一つとしている。一方、本市での実際の事務は、防犯、交通安全、消費者被害、青少年の健全育成をそれぞれ別の課が担っているという状況にある。今後は、安全・安心なまちづくりに向けた全市的な取組が重要であることから、本条例の主管課である当課が中心となり、関係する各課と連携・協働を進めていく。</p>
<p>ウ 四日市市安全なまちづくり条例第5条に、事業者は市が実施する安全なまちづくりを目的とした活動に協力するよう努めることが定められている。事業者が安全なまちづくりに協力してもらえるような施策を行っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日 県内の他の自治体においては、事業者が事業活動を行う際に、併せて地域の見守り活動を行っている事例があることから、こうした例を参考として、事業者に対して、協働による安全なまちづくりへの参画について働きかけを行っていく。</p> <p>【継続努力】 令和 3年 3月18日 令和3年度において、防犯や交通安全等に精通した委員で構成する四日市市安全なまちづくり推進協議会において意見をいただくとともに、引き続き、他の自治体の取組についても調査を行い、防犯協会等と連携し、事業者の参画促進に向けた施策を検討する。</p>
<p>(5) パトロールの検証について ア 繁華街等の客引き行為等の指導として巡視活動をしているが、巡回では効果が薄い。客引き行為等が多い場所で留まって一定時間指導活動を行うなど、より効果のある手法を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月23日 従前より、客引き行為等を行う者が多く佇立する複数の地点について、それぞれの地点で一定時間留まり監視、指導を行っている。今後も、客引き行為等を行う者の動向を注視し、より効果のある手法の検討を続けていく。</p>

<p>イ ふれあいモールに防犯カメラを設置しているが、設置してあるだけでは抑止効果として弱い。防犯カメラをつけた後の検証を行い、防犯カメラにスピーカーや回転灯をつけて、パトロールの際にカメラで確認してスピーカーから注意するなど、効果のある手法を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 ふれあいモール設置の防犯カメラについては、ネットワーク化を想定しておらず、遠隔での映像確認はできない。そのため、スピーカーや回転灯等の活用は困難であるが、防犯カメラの存在についてより一層のPRを行い、客引き行為等を含めた犯罪に対する抑止力が発揮されるよう努めていく。</p>
<p>(6) 防犯カメラの設置について 乗降客の多い駅に防犯カメラを設置しており、地域団体が犯罪の防止や抑制を目的に設置する防犯カメラにも補助金を出している。防犯カメラ設置の効果を検証して、防犯効果のあるところは設置していくこと。 【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 自治会をはじめとした地域団体が補助金を活用して設置した防犯カメラについては、警察の犯罪捜査のために画像データを提供した例も多く、安全で安心して生活できる地域社会の実現に寄与しているものとする。市が設置する防犯カメラについては、不特定多数の人が往来し、地域団体による防犯カメラの管理が困難と考えられる駅前への設置を進めており、今後も乗降客数の多い駅を中心に設置箇所を選定し、設置していく。</p>
<p>(7) 災害支援に関する協働事業の整理について 災害時に市民活動団体がネットワークを活かした活動を行うため、プロポーザル契約にて災害支援市民団体ネットワークの形成業務委託を行っている。防災のネットワークづくりは自主防災隊を所管する危機管理室が主体となるべきであるので、防犯面から災害時の治安悪化防止についての市民団体ネットワークづくりを行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月23日 当課は、四日市市役所処務規程において定める事務分掌に基づき、市民協働及び市民活動の促進に関する業務に取り組んでおり、その一環として、市民活動団体から提案のあった市民協働によって取り組む事業をプロポーザル審査のうえで採択し、協働委託事業として実施している。 一方、当課の事務分掌には防犯に関することも含まれており、上記の市民協働事業で得た知識やスキルを活用し、市内において防犯分野での市民活動団体のネットワークづくり等が広く展開されていくよう、周知・啓発を図っていく。</p>

<p>(8) 地域づくりマイスター養成講座受講者の市民協働への継続参加について 地域づくりマイスター養成講座を受講した修了者へのフォローアップとして、なやプラザの事業やプロボノ活動支援事業の案内をしているが参加者は少ない。受講者の継続的な市民協働への参加につながるような講座を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 これまでの講座修了者が集い、ネットワークの形成の機会となる場を設けることで、地域活動に対するモチベーションの向上に繋げ、市民協働への参加の促進を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 各年度において講座修了生に対して年度末に追跡調査を実施しており、令和2年度に受講した修了生16名のうち、12名から地域で活躍しているとの回答を得ている（自治会、地域マネージャーなど）。また、これまでの修了生が意見交換できる場づくりについても引き続き検討する。</p>
<p>(9) 施設の活用方法について なやプラザの近隣には三浜文化会館と橋北交流会館もある。3施設については各々の特性を生かして、市民活動はなやプラザ、芸術活動は三浜文化会館、子どもに関する活動は橋北交流会館と分けており、なやプラザの貸室全体の利用率は50%を超えているものの、一部には利用率が10%に満たない貸室もある。将来人口が減少していくことを想定して施設の効率性についても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 なやプラザの貸室9室のうち、全席にパソコンが設置されている工学演習室については、他の貸室と比べ利用料金が高いこと、パソコンの使用を前提とした貸室利用の需要が減少していること等から、利用率が10%を下回る状況が続いている。市民活動センターとしての役割を踏まえて、施設を有効に活用していくために、市民活動団体と意見交換を行いながら、工学演習室の取扱いをはじめとしたなやプラザの今後の役割について検討を進めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 令和3年度にWi-Fiの整備を実施予定であり、無線インターネット環境が整うことから、パソコン、スマートフォン、タブレット等のIT機器利用が館内全域で可能となる。そのため、工学演習室については、その利用の廃止も視野に入れて検討を進めていく。</p>
<p>(10) 市民活動に伴う事故の分析等について 市民が市民活動中に発生した事故補償のために市民活動総合保険に加入している。市民活動において、どのようなときに事故が起きているのかを分析して、活動団体へ分析結果をフィードバックすることにより事故の削減を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 市民活動総合保険の利用実績としては、自治会活動として取り組む夏場の清掃作業中の熱中症や転倒、虫刺されが多いことから、制度についての案内や電話での問い合わせなどの場面を通じて、事故の未然防止策の実施について呼びかけを行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 自治会での清掃作業中および学童保育所・子ども広場での事故が多かったことから、その事例をもとに引き続き事故の未然防止について呼びかけしていく。</p>

【文化振興課】

<p>共通（１）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 ２年 ９月１８日 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員の数は平成３０年度、令和元年度ともに四名であった。スケジュール管理をしっかりと行い、効率的に進めるよう努めるとともに職員のコストに関する意識向上を高める。また、一人の職員に業務が偏らないよう、業務分担の適宜見直しを行い、仕事の平準化に努める。イベントなどの休日出勤については、徹底して振替休暇を取得してワークライフバランスの充実に努める。</p>
<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 ３年 ３月１８日 職員間で情報共有しやすい環境づくりや、効率よく事務が執行できる職場環境の改善に継続して取り組んだ。 また、心身のケアとプライベートの充実のため、ノー残業デーの実施や各種休暇の取得促進については、互いに声掛けを行うなど意識付けを積極的に行ったところ、現時点で３６０時間を超える職員は２名の見込みである。引き続き、働き方改革への取り組みを進めていく。</p>
<p>(１) 現金の管理について 現金の取扱いや管理について、入金、出金、残高の確認方法を再点検するとともに、複数の職員によるチェックや上位職による抜き取り実査を行うなど、より厳重な管理と事故防止を改めて徹底すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 ２年 ９月１８日 金券管理の基本方針に基づき、現金の出納があるたびに複数名での確認及び出納簿の記帳をするとともに、現金出納員による再確認を行っている。出先の三浜文化会館については、現金出納員である所属長による確認を抜き打ちで行うなど、引き続き内部牽制の強化を図っていくこととした。</p>

<p>(2) ジャズフェスティバルの充実について ジャズフェスティバルは市民主体の催し物として発展し、定着してきており、シティプロモーションとしての効果もある。市としても積極的に本市の魅力向上に活用していくことを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月18日 四日市JAZZフェスティバル支援事業費として、当フェスティバル実行委員会に対し、より集客力のあるゲストミュージシャンの招聘などの内容の充実等を対象として補助を行っており、その効果も認められることから今後も引き続き支援を行っていく。</p>
<p>(3) 全国ファミリー音楽コンクールについて 議会等でも議論のある全国ファミリー音楽コンクールの継続については、コンクールが本市の文化振興に役立っていることを発信していく必要がある。市民からの協賛を募り、一部を形のあるものとして残すなど市民への還元について工夫をすること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日 市内企業・団体等から協賛金などの協力によって全国ファミリー音楽コンクールを継続して開催してきたことにより、著名な音楽家とのネットワークを築くことができた。これを活用したプロの音楽家による学校訪問事業やワークショップを開催するなど、子どもたちをはじめ、市民が音楽を身近に感じられる機会を継続的に提供し、当音楽コンクールの開催が本市の文化の振興に役立っていることを発信していく。</p> <p>【継続努力】 令和 3年 3月18日 市民の音楽による文化の享受や音楽活動による自己実現の一助とするため、コンクールの開催によって得られた著名な音楽家や全国の音楽ファミリーとのネットワークを活用することにより、地域での音楽事業に演奏者を紹介するなどの支援を行っていく。また、音楽活動のスキルアップを図るワークショップの開催、音楽家による学校訪問事業など、市民が音楽を身近に感じられる機会を引き続き提供していく。</p>
<p>(4) 市民大学及び熟年大学について 市民大学及び熟年大学において講座が開催されているが、内容が適時適切なものか、また専門性、中立性等が確保されているか、などを確認して、効果的な講座内容を維持すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月18日 市民大学の講座企画運営委託団体は公募により募集しており、審査会において提案企画内容や団体の運営体制などを総合的に評価した結果をもとに選定を行っている。また、市民大学・熟年大学ともに事前にレジュメ等の確認を行っており、必要に応じて指導を行うことで、講座内容を適切なものとするための仕組みを設けている。今後も引き続き、適切な講座内容維持に努めていく。</p>

<p>(5) 文化施設について 本市の文化施設の状況は、貸館施設が増加しているが、市民が美術、芸術に触れる施設が少ないことから市民が文化を見たり体験ができるような機会を確保するよう検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 市民からの文化施設に対するニーズ把握に努め、市民が美術・芸術に気軽に触れられる機会を設けられるよう、文化会館の指定管理業務や三浜文化会館の事業に反映できるよう取り組んでいく。</p>
<p>(6) 四日市市文化会館の駐車場について ア 四日市市文化会館の駐車台数がイベント開催時には不足することから、近隣施設の駐車場と提携しているということであるが、解消されているとはいえないため、更に駐車場の確保ができる可能性を探ること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月18日 令和3年度の文化会館及び三浜文化会館の指定管理業務において、市民が美術・芸術を鑑賞・体験できる事業の充実を指定管理者に申し入れた。また、文化会館展示棟ロビーには四日市ゆかりの作家などによる美術作品を展示していることから、誰もが気軽に立ち寄って鑑賞できるよう分かりやすい掲示をするなど、周知に努めることとした。</p>
<p>イ 四日市市文化会館の駐車場用地を借地しているが、年間の使用料が高額のため、購入の可能性について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 文化会館の近隣に一定数まとまった駐車場を確保することが可能か調査を継続すると共に、利用者に駐車状況が分かるように引き続き四日市市文化会館のホームページなどで周知を行っていく。</p>
<p>(7) 指定管理者について ア 四日市市文化会館の来館者から指定管理者の職員の接遇等、対応が適切でないことがあるとの声があるので、研修を行い接遇を向上させること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 借用している土地の貸主へは、使用料金の値下げ交渉を行っていくとともに適切な価格で購入できないか折衝を行う。</p> <p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 現在の駐車可能台数の維持を前提に、適切な価格での借用や購入に向けた折衝を引き続き行っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 職員の接遇研修を引き続き行くとともに来館者と直接かかわる委託業者に対しても接遇研修等の実施を促し、接遇力向上に努めた。</p>

<p>イ チケット販売について、購入者が多くなるような催し物を企画するとともに適正な管理を指定管理者に申し入れること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月18日 常に利用者のニーズを把握することに努め、ニーズを反映したもので、(公財)四日市市文化まちづくり財団だからできる事業、多くの方が鑑賞できる事業を企画すること、またチケットの適正な管理について指定管理者に申し入れた。</p>
<p>(8) 四日市市文化会館の利用について 四日市市文化会館の来館者数施設平均区分利用率が年々減少傾向にあるが、今回の改修を契機に、利用率減少の原因が改修工事による影響なのか、施設の老朽化あるいは同じ指定管理者による管理が長期化していることから催し物のマンネリ化で新鮮味に欠けるのかを分析し、利用者確保につなげること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日 区分利用率の減少については、改修工事を行っていることが原因なのか、ほかに原因があるのかを把握するため、全く工事を行っていなかった平成26年から平成28年までの3ケ年の平均区分利用率を算出し、毎月連絡調整会議で比較確認を行うこととした。あわせて、指定管理者が行う利用者アンケートや利用者懇談会で聴取した意見について、施設運営に反映したことをホームページに掲載するなど、利用しやすい貸館施設の提供に向けて取り組んでいく。</p> <p>【継続努力】 令和 3年 3月18日 工事を行っていなかった平成26年から平成28年までの3ケ年の平均区分利用率との比較により、利用率減少の原因分析を行うとともに、指定管理者に対し、事業の質・内容、貸館システム等において公益性・公平性を担保しつつ、引き続き施設の稼働率の向上に努めるよう申し入れた。</p>
<p>(9) 設備点検結果による改修工事について 四日市市文化会館第2ホール舞台機械設備点検において、B及びCの判定がなされた設備については、設置後の年数が経過していることから、事故が起らないよう早期に改修工事を行うこと。また、改修工事における施工段階の仕様変更は記録として残すこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月18日 舞台機構の保守、管理を行っている業者に設備の状況について情報共有を行い、利用者が安全・安心に利用できるよう計画的に改修を行う。 また、工事や委託等において当初の仕様を変更する場合は、適切に記録を残すことを課員に徹底するよう情報共有を図った。</p>
<p>(10) 三浜文化会館について ア 直営である三浜文化会館について、将来的に指定管理者制度に移行する予定であるとのことであるが、現在委託している総合管理業務及び機械警備業務の経費や実施している事業を踏まえ十分費用対効果を考慮して、運営方法を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月18日 指定管理者制度へ移行するにあたっては、総合管理業務委託などをはじめとする委託業務にかかる経費や自主事業を含めた管理運営にかかる費用に対する効果に加え、民間のノウハウを活用した事業の企画や複数の施設との連携による経費削減などの運営方法を取り入れることとする。</p>

<p>イ 三浜文化会館の多目的ホール（旧体育館）には空調設備が整っていないことから稼働率にも影響し、また、災害時の避難施設となっており、文化施設としての活用を検討しているのであれば、空調設備の設置についても考慮すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 多目的ホールは、もともと体育館であり、断熱対策がされていないなど設置について課題がある。また、市内にある同様の施設の動向も把握しつつ、設置可能かどうかの可能性を探っていく。</p>
<p>(11) 三浜文化会館広場（旧運動場）の利用について 三浜文化会館広場（旧運動場）は旧三浜小学校学校施設開放団体に使用許可を行っているとのことであるが、より多くの市民が利用できるようにできないか検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 多目的ホールへの空調設置については、施設運営上の大きな課題でもあることから、他の同様の施設の動向を把握し、全庁的な検討を引き続き行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 三浜文化会館の広場については、自主事業として天体観測会を行ったり、全館イベント開催時や貸室利用団体の多いときなどの臨時駐車場として市民の利用に供している。このほかの利用の可能性については、令和3年度に予定している指定管理者制度の導入や広場への車路の設置計画の進捗などと合わせて検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 三浜文化会館の広場は指定管理業務における活用や臨時駐車場とするなど、引き続き多くの市民の利用に供する。 また、令和3年度は駐車場連絡通路（車路）の設置に向けた測量と設計を行うとともに、今後の広場の利用について検討していく。</p>

<p>(12) 地域の文化遺産の保存・継承支援事業について 当初予算と決算の乖離が大きい事業のため、前年度に関係団体からの補助要望を把握した上で予算計上するなど効果的効率的な予算執行に生かすこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 伝統的な文化行事の保存継承団体との情報交流会においては例年当補助に関する問い合わせや要望が多く、ニーズは十分にあるため、より効果的効率的な予算執行に生かせるよう要望の把握に努めるとともに、引き続き当補助事業についてていねいな周知に努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月16日 今年度実施した伝統的な文化行事の保存継承団体との情報交流会において、文化財に関連する他の補助金制度と共に周知を行うとともに、令和3年度以降の補助申請予定の聞き取りを行った。今後も様々な媒体や機会を生かして周知の徹底とニーズ把握に努め、効果的・効率的な予算執行を行う。</p>

【男女共同参画課・男女共同参画センター】

<p>共通(2) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月18日 ケアレスミスの発生を防ぐため、「会計事務の手引き」や「文書事務の手引き等」に基づき、各個人が慎重に書類作成を行うとともに、従事する業務に関する知識の習得に努めることとした。また、事務執行については、回議された文書を2名以上の職員がチェックすることとし、特に、文書取扱主任及び課長が二重にチェックする体制として、内部牽制を図っている。さらに、決裁時にミスを発見した場合は、当事者だけでなく、職員間で情報を共有し、再発防止に努めている。</p>
<p>共通(3) 市民に分かりやすい相談窓口体制について 市民生活課の相談窓口として市民相談、消費生活相談と外国人市民向け生活オリエンテーションがあり、男女共同参画課にも相談窓口がある。他にも内容の異なる相談窓口があり、市民から見ると自分の抱える相談がどの窓口で対応してもらえるのかが分かりにくい。市民にとって分かりやすい相談窓口となるよう、相談体制の整備と広報や周知方法の充実を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月18日 当センターでは女性のための電話相談と予約制での面接相談、男性のための電話相談を実施しており、相談窓口の所在や対応時間について、当センターのホームページや広報紙に掲載するとともに、市のホームページの「各種相談」及び広報よっかいち下旬号の「相談」において市の相談窓口を掲載して周知を図っている。市民にとって分かりやすい相談窓口となるよう、イベント開催時にパンフレットを配布するなど、様々な媒体や機会を生かして周知に努めていく。</p>

<p>(1) 現金等の管理について 男女共同参画課ではDV被害者女性等緊急避難支援事業資金など多くの現金や金券等を持っている。保管している現金等は厳重に管理すること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月18日 現金等の保管場所を二重ロックにするとともに、鍵の管理場所を分け、セキュリティを高めた。また、金券管理の基本方針に基づき、現金等の出納の都度、現金や現物を確認し、出納簿に記入するとともに、業務終了後、出納簿の記載内容と現金、現物を確認している。</p>
<p>(2) さんかくカレッジ2018について さんかくカレッジ2018市民企画講座について、その企画から講座の開催までを市民グループへ委託して、実施している。業務を委託するに当たっては、プロポーザル方式を採用し、その実施要領において委託料の上限額を定めているが、契約金額が上限額と同一の額となっているものがあつた。契約金額の妥当性がより明確になるよう検討すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 令和2年度から市民企画講座募集にかかる事業予算書の様式を見直し、より詳細な項目とそれぞれの項目における積算根拠を求めることとした。契約金額上限の設定にあたっては、より精度の高いものとなるよう費用の積算能力向上に努めていく。</p>
<p>(3) 男女共同参画センターの体制・機能の充実について 男女共同参画センターを持っている他市の類似団体へ予算や相談員数などを照会して、本市の改善すべきところ、不足している部分についてデータを活用して予算や人員の確保につなげていくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月 1日 男女共同参画センターを持つ同規模自治体等に予算規模や相談員数などを照会し、当センターの体制強化や機能充実に努めている。</p>
<p>(4) 託児に伴う基準について 講座開催時に託児の一時預かり業務委託を実施しており、預かる子どもの年齢や人数に応じて保育士の資格を持った人が委託先から派遣されている。厚生労働省は児童福祉施設最低基準を定めており、その中に、職員配置基準が定められている。事故のないよう委託先から派遣される人数も国の基準に準拠すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月18日 託児（一時預かり）業務委託においては、厚生労働省が示す「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に準拠するよう人員配置をしている。引き続き、講座等の開催時に受講者等が託児を安心して利用してもらえるよう人員配置を含め、業務の履行確認を適切に行う。</p>

<p>(5) 男女共同参画の周知・啓発について 映画祭や市民団体と協働によるさんかくカレッジ等の講座を開催して男女共同参画の周知・啓発を行っているが、外国人を対象とした周知・啓発が十分にされていない。はもりあ四日市のパンフレットも外国語版は作られていないので、相談しながら外国人への周知・啓発にも取り組むこと。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 相談窓口の案内やイベント開催の情報をポルトガル語広報等に掲載するとともに、外国語にも対応したはもりあ四日市のパンフレットを作成し、外国人に対し、男女共同参画の周知啓発に取り組んでいく。</p>
<p>(6) 企業への出前講座の周知について 出前講座について、ワーク・ライフ・バランスやハラスメントの講座は企業からも需要が高いので、企業への周知方法を検討して、必要に応じて講座を拡大していくこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月18日 ポルトガル語広報11月号において、女性相談窓口の周知を行った。また、はもりあ四日市市の利用案内パンフレットの外国語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語）を作成し、地区市民センター等に配架した。</p>
<p>(7) 相談業務の充実について 男女共同参画の業務として相談業務をしているが、自認する性が女性である人の相談は電話・面接相談を実施しており、実施日も多いが、自認する性が男性である人の相談は電話だけであり、実施日も少なく、実質的に女性相談センターとして機能している。性も多様化している時代なので、人権の観点から様々な人が気軽に相談できる体制を確保すること。 【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 4月 1日 女性相談については、開館日の9時から16時までと、毎週水曜日18時30分から20時30分までの夜間電話相談を行っており、令和元年度は3,619件の相談があった。一方、男性のための電話相談は、原則第4土曜日の13時から15時に実施し、昨年度は12件の相談を受けた。また、三重県においても月1回原則第1木曜日の17時から19時まで実施していることから、状況に応じて紹介している。性の多様性については、誰もが自分らしく生きることができると社会を実現していくことが大切であり、相談者のさまざまな性のあり方を尊重しながら相談に対応している。今後も、市民ニーズを鑑み、あらゆる人が安心して相談できる体制づくりに努めていく。</p>

<p>(8) 女性のための就業に関する相談事業について 男女共同参画センターの職員が行っている就業相談事業以外にも、働く女性、働きたい女性が抱えるキャリア形成や働く上での様々な悩みについて、ワーク・ライフ・バランス推進事業として、キャリアコンサルタントの資格を有する者を派遣できる業者に委託し、女性の就労相談に特化した相談事業を実施している。ワーク・ライフ・バランスと一般の相談内容の違いが分かりにくく、相談業務という男女共同参画センターの主要となる事業を委託する必要性や委託先が適切なのかについて検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 「働く女性、働きたい女性のための相談事業」は平成28年度から実施しており、キャリアコンサルタントが専門的な就労相談を行っている。当センターの婦人相談員が行う相談業務と異なり、就労に特化した相談業務を担っており、実際に就労につながった事例もあるなど一定の成果を上げている。また、令和2年度から委託内容に適職診断を取り入れるなど、婦人相談員が行う相談事業との棲み分けを行っており、今後も引き続き委託事業の効果検証を行っていく。</p>
<p>(9) 女性相談事業の拡充について 相談事業として専任の女性相談員が女性からの様々な悩みに対する相談を行っているが、女性相談員が2名であることから電話相談の回線が1回線となっており、電話がつながりにくいという現状がある。DV被害などの電話相談は、一刻を争う相談であることから、女性相談員の確保に努め、電話回線を増やし相談体制の拡充を図ること。 また、女性相談員の確保のためにも、業務内容に見合った給与となるよう、ワーク・ライフ・バランス事業の予算を付け替えることなどを検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月 1日 令和2年5月に婦人相談員を1名新たに採用したことにより3名体制になっており、さらに今年度中に1名を募集する予定である。また、電話回線は1回線であるものの、婦人相談員の増加に伴い体制を見直したことで複数の相談電話に対応が可能となり、電話のつながりにくさは緩和されている。今後も、引き続き相談員に対してスーパービジョン研修等を行い、相談員のメンタルケアや資質向上に努め、安定した体制づくりに努めていく。 また、相談員の処遇等の雇用条件については、人事課に働き掛けている。</p>
<p>(10) 事業の優先順位について 旧女性課から男女共同参画課に移行した段階で業務範囲も変わっている。男女共同参画という視点から事業の優先順位を整理して施策を展開していくこと。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 現行の「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」に基づき事業を行っているが、社会情勢の変化に伴い、男女共同参画に対する意識も変化してきたことから、適宜事業の見直しを行っている。特に啓発の届きにくい20歳代から30歳代への意識啓発に力を入れ、時代に即応した施策展開を進めていく。</p>
<p>(11) 委託事業に関わる選考委員について さんかくカレッジ事業に関して選考委員会による書類及びプレゼンテーションによる選考により委託先を決めているが、選考委員会の委員は本市の職員で構成されている。選考委員会の委員に男女共同参画の専門家を入れることで、視点を変えた審査や改善の提言も期待できるので、時代にマッチするよう委員構成を検討していくこと。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月 7日 プロポーザル審査委員会への専門家の参画は、審査の深度を増すことができ、また、委託業務の質の向上にも寄与することから、令和2年度の市民企画講座の審査委員として男女共同参画審議会委員を加えた。</p>

<p>(12) 暴力被害女性等緊急避難支援事業の支給額の見直しについて 四日市市暴力被害女性等緊急避難支援事業実施要綱を平成16年4月1日に制定しており、避難に要する費用や自立に向けての活動に要する費用を支給することを定めている。支給額については、物価の変動や社会情勢も勘案し、適宜、見直しを検討していくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和2年4月1日 四日市市暴力被害女性等緊急避難支援事業実施要綱については、必要に応じて改正を行っており、物価の大幅な変動等が発生した場合は、緊急避難支援及び自立支援にかかる支給額についても見直しを検討する。</p>
---	---

【市民課・市民窓口サービスセンター】

<p>共通(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和2年9月18日 所属長が毎月の職員の時間外勤務について実態を把握し、時間外数及び職員間の業務分担について見直しを行うと同時に、職員が各自で休日に勤務を行った場合の振替休暇取得を進んで行う等、時間外勤務時間数の削減に取り組んでいる。しかしながら、改元により、いわゆる「令和婚」等の婚姻届を始めとする各種届出が増加したため、結果として時間外勤務の削減は厳しい状況となっている。今後も引き続き業務が特定の職員に集中することのないよう業務量の配分の見直しを行うとともに、各グループ毎に各グループリーダーによる各職員の時間外業務の把握と不要な時間外業務の廃止など、できる限り削減できるよう取り組んでいく。令和元年度における時間外勤務が年間360時間を超える職員数は13人で、前年度から2人増加した。</p>
	<p>【継続努力】 令和3年3月18日 昨年度に引き続き、所属長が毎月の職員の時間外勤務について実態を把握し、時間外数及び職員間の業務分担について見直しを行うと同時に、職員が各自で休日に勤務を行った場合の振替休暇取得を進んで行う等、時間外勤務時間数の削減に取り組んでいる。しかしながら、マイナンバーカード交付関係業務が増大しており、結果として時間外勤務の削減は厳しい状況となっている。今後も引き続き業務が特定の職員に集中することのないよう業務量の配分の見直しを行うとともに、各グループ毎に各グループリーダーによる各職員の時間外業務の把握と不要な時間外業務の廃止など、できる限り削減できるよう取り組んでいく。令和2年度における時間外勤務が年間360時間を超える職員数は17人で、前年度から4人増加する見込みである。</p>

<p>イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 所属長が毎月の職員の時間外勤務について実態を把握し、所属長による担当者へのヒアリングおよび、各グループ毎に各グループリーダーによる各職員の時間外業務の把握と不要な時間外業務の廃止など、できる限り削減できるよう取り組んでいく。令和元年度における該当する職員数は5人で、前年度から3人増加した。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 昨年度に引き続き、所属長が毎月の職員の時間外勤務について実態を把握し、所属長による担当者へのヒアリングおよび、各グループ毎に各グループリーダーによる各職員の時間外業務の把握と不要な時間外業務の廃止等とともに、各自で業務の状況に応じて週1日のノー残業デーを確保し、できる限り削減できるよう取り組んでいく。令和2年度における該当する職員数は7人で、前年度から2人増加する見込みである。</p>
<p>共通（2）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 8月31日 担当職員が各自改めて掲示板に掲載中の「適正事務の手引」中の各手引を確認し、また必要に応じて職員間で回覧することにより事務処理について正しい知識を身に着けるとともに、事務執行の意識を常時持つように各グループリーダーが指導を行った。同時に、作成した書類を各自で確認するだけでなく、必ず2人以上の職員がチェックを行い、万が一ミスが発見された場合には速やかに対応ができるよう注意している。</p>
<p>（1）現金等の管理について ア 市民課では多くの現金と金券を取り扱っている。事故防止のため、取扱いや保管について、職員に改めて注意喚起を行うとともに、複数の職員によるチェックや上位職による抜取り実査を行うなど、より厳重な管理を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 8月31日 市民課では日常業務において多額の現金と金券を取り扱うことから、取扱いや保管方法について改めて各グループごとにグループリーダーから注意喚起を行った。また、つり銭はじめ、現金の確認は複数の職員で必ず行い、毎日始業時に出納員が実査を行い厳重に管理している。</p>
<p>イ 市営駐車場の認証機を3台保有しているにもかかわらず、それらが故障した場合に備えて駐車券も所有している。今後も駐車券を所有する必要があるかどうか検討を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 課内で検討した結果、市民課には市営駐車場の認証機が複数台あるため、さらに駐車券を所持することは必要ないと認識に至った。現在所持している駐車券については、順次払出を行いその後は所有しないこととした。令和2年8月末時点で駐車券を19枚保有している。</p>

<p>(2) オンライン入出力業務及び窓口業務委託について ア 平成13年から現在まで同一の業者に委託している。業務委託先の選定方法及び契約金額の妥当性について改めて検証を行うとともに、業務の質が確保され、ミスが発生しないような管理体制となっているか、委託業務の内容の確認を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年11月29日 オンライン入出力業務及び窓口業務委託については、契約期間ごとにプロポーザルにより業者を選定しており、結果として同一の業者が選定されている経緯がある。プロポーザルによる選定となっているが、選定時だけでなく、将来にわたって業務の質を確保するため、選定の手続きの際には、状況に応じて仕様書や委託業務内容の見直し等を行っており、現在の契約の仕様書においても、職員が日常の委託業務内容のチェックを行うことができるようになっている。</p>
<p>イ 委託先で雇用されている職員の勤務形態や労働条件について、本市としては把握していないとのことである。近年いわゆる官製ワーキングプアが問題となっており、委託先の職員であっても本市の業務に携わっている方の労働環境を、本市として守る必要があると考えられる。委託先の職員の働き方や処遇について把握を行うこと。また、市民サービスの向上や働く職員の処遇等の改善が必要だと考えるのであれば、直接雇用についても検討を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年12月11日 業務委託の仕様書において、「乙（受託者）の雇用者としての義務」として「乙は、業務の公共性及び重要性に鑑み、業務従事者に対して法律で定められた一切の雇用者としての義務を履行し、適正かつ良好な労働条件の確保に努めなければならない」と規定しており、委託先の社員については、適切な労働条件のもと雇用されていると認識している。また、職員と委託業者の間で定期的に業務内容について打合せを行い、課題点などを情報共有することにより、市民サービスの向上と業務の効率化を図っている。</p>
<p>(3) 四日市物産観光ホール総合管理業務委託について 市民窓口サービスセンターが賃借している四日市物産観光ホールの設備管理業務を、1者単独随意契約により委託している。設備管理業務に係る経費の支出及び1者単独随意契約の根拠を明確にすること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年11月21日 四日市物産観光ホールについては、建物の一部を賃借しており、当該建物の賃貸人との間で賃貸借契約を締結している。その契約において賃借人である本市は「本物件および共用物件使用のため要する電力、ガス、上下水道等の諸料金および衛生、清掃、塵、厨芥処理その他共益費および諸経費を賃貸人の指定する方法で賃貸人または賃貸人の指定するものに支払う」とされていることから、建物の賃貸人の指定する者との間で設備管理業務の委託契約を締結したものである。これは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと判断している。</p>

<p>(4) 人員配置について 職員の時間外勤務が非常に多い。各地区市民センターで受け付けた届書の審査を一括して市民課で行うことによる一部の職員への業務の集中がないか、証明書発行を9分以内にするための応援体制などに無理がないかなど、業務内容の見直しや改善を徹底するとともに、課の事務を分析し合理的な根拠に基づいた人員配置を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 従来の業務に加え、マイナンバーカードの申請件数及び交付件数が急増しており、職員総出で休日や平日夜間にも交付を行わざるを得ない状況であると同時に、マイナンバーカード交付関係の事務量も増大しており、結果として時間外業務が増加している。マイナンバーカード交付関係事務の事務量配分と共に各自の担当業務の見直しを行っているが、業務量に対して職員が常時不足している状態となっており、早急な人員配置が必要と考えている。</p>
<p>(5) 目標管理について 業務棚卸表における目的達成に必要な基本的な手段について、「個人情報 の適正管理」が優先順位の3番目となっているが、最優先の事項であると思われる。市民のために何が重要で、一番に優先してやらなければならないことは何かという視点で、目的達成に必要な基本的な手段の優先順位や活動指標について見直しを行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 昨年度は、マイナンバーカードの交付件数が過去4年間分を1年間で交付するほど業務が急増しており、職員総出で休日や平日夜間にも交付を行わざるを得ない状況であり、マイナンバーカード交付関係の事務量も増大した。結果として時間外業務が増加したため、平日業務時間中に市民文化部他課職員の応援と平日時間外及び休日は各地区市民センターの職員に当番制で応援を受けたが、業務量に対して職員が常時不足している状態となっており、早急な人員配置が必要と考えている。</p>
<p>(6) 効率的な窓口業務の体制について 市民課窓口には正職員、業務委託業者の職員が混在しており、更に多くの臨時職員を委託化できない正職員の業務補助として配置しているが、非効率な場面も見られる。臨時職員の必要性や業務委託の職員の人数について再検討し、効率的な窓口対応ができる体制とすること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年12月11日 業務棚卸表における目的達成に必要な基本的な手段については、市民の立場に立って優先順位を決定する必要があることから、これまでの優先順位や活動指標をそのまま踏襲するのではなく、市民のために重要な手段は何かという視点に立って見直しを行った。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年12月11日 マイナンバーカード交付関連事務の増加により会計年度任用職員を増やし、更に業務委託が可能な部分は委託することにより業務の効率化を図っている。該当の会計年度任用職員と委託業者の社員は業務内容及び勤務場所が明確に分かれており、窓口対応に支障は生じていないと認識している。</p>

<p>(7) 外国人市民への対応について 本市は多くの外国人市民が住んでいるが、市民課の窓口においては一部の国の言語しか対応できていないとのことである。消防本部の事例も参考に、様々な言語に対応できる体制について検討を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 多様な言語に対応するためには現在の市民課の人員配置では困難であるため、多文化共生推進室に通訳を依頼するなどして対応している。市民課として窓口における多様な言語への対応が可能な体制構築については今後の課題として検討を行っていく。</p>
<p>(8) 市民窓口サービスセンターの利用者の無料駐車券の配付について ホームページでの市民窓口サービスセンターの案内には、車での上訪者にくすの木パーキングの無料駐車券を配付することを掲載しているが、市民窓口サービスセンターは、公共交通機関を利用して来られる方の利便性が高い施設であるので、無料駐車券の配付の必要性や市民窓口サービスセンター利用案内の方法を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月 1日 多文化共生推進室が導入した「テレビ電話通訳サービス（タブレット端末）」を利用することで、多様な言語に対応できるようにした。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年12月11日 市民窓口サービスセンターは近鉄四日市駅の高架下に位置し、公共交通機関の利便性が高いことは周知しており車での上訪は推奨していないが、通勤や買い物ついでに立ち寄ったり、家族でお越しの方も多く、車を利用される方も多い。無料駐車券をお出ししているのは市民窓口サービスセンターへ来庁された方のみであり、今後も駐車券は必要と認識している。</p>

【あさけプラザ】

<p>共通（2）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 指摘のあった事項について十分確認するよう所属内で周知するとともに、上位職を含めた複数の職員目で丁寧に確認を行うこととした。また、小さなミスがやがては大きなミスにつながるため、一つひとつの確認が重要であることを、日常的な業務指導の中で繰り返し注意喚起を行っている。</p>
---	--

<p>(1) 敷地の境界について 敷地の一部に境界杭がなく、敷地の境界がはっきりしないところがあるので、境界がわかるようにすること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 用地測量や境界杭打設について、公共用地及び財産管理の所管課と協議中である。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月18日 令和3年2月～3月に、用地測量及び隣接地権者による境界立ち合いを実施し、関係者合意に基づき境界紙を打設することにより、令和3年3月30日には敷地境界が明確となる見込みである。</p>
<p>(2) 施設の駐車場について 駐車場不足で、利用者が多い混雑時には敷地西側の道路に渋滞を生じさせるような状況にあるため、利用者の利便性、安全性を考え、次のことについて検討すること。</p>	
<p>ア 調整池の上部を駐車場として使用できるような方策を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 2年 9月18日 駐車場の利用状況も踏まえて、安全性や利便性に配慮した駐車場確保に向けて協議を進めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 令和3年度においては、調整池機能を維持するための浚渫、清掃作業を予定している。駐車スペースの確保については、安全面、経費面等の観点を踏まえながら検討を進めていく。</p>
<p>イ 体育館東側の敷地スペースを駐車場として使用できるような方法を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 2年 9月18日 駐車場の利用状況も踏まえて、安全性や利便性に配慮した駐車場確保に向けて協議を進めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 体育館東側の敷地スペースを駐車場としていくことについては、施設利用者をはじめとする敷地内歩行者の安全面に及ぼす影響も懸念されるため、駐車スペースの確保に向けた施設敷地の適切な活用方策について検討を進めていく。</p>

<p>ウ 南側入り口周辺の植込みスペースを駐車場として改良することについても検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 2年 9月18日 駐車場の利用状況も踏まえて、安全性や利便性に配慮した駐車場確保に向けて協議を進めていく。</p>
<p>(3) 防犯カメラについて 建物内及び敷地において、防犯カメラの死角となる箇所が存在する。公共施設としての管理責任を果たすため、防犯カメラの増設を予算要求していくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 植込みスペースを含めた施設南側入り口周辺における駐車スペースの確保について、土木設計担当課との協議進捗を図るため、早期設計に向けて働きかけを行っていく。</p>
<p>(4) 施設管理について ア 運動広場（ゲートボール場）は臨時駐車場にも使用され、駐車用のロープが運動するには危険であるので、事故のないよう管理すること。また、定められたルールに基づく使用を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 防犯上の死角となる場所の低減に向けたカメラ機器の増設について、予算要求のための準備を進めていく。</p>
<p>イ 敷地内の側溝や敷地に接する道路側溝に土砂が堆積しており、清掃した形跡が見られない。敷地内の側溝については、施設の総合管理業務委託による維持管理の範囲かどうかの確認も行い、また、道路側溝については、道路管理者と調整し、施設内及び周辺の適切な維持管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 防犯カメラの増設については、令和3年度予算要求を行ったが、認められなかったため、施設の状況を踏まえながら、引き続き財政担当課との協議を通じて予算要求を行っていく。</p>
<p>(4) 施設管理について ア 運動広場（ゲートボール場）は臨時駐車場にも使用され、駐車用のロープが運動するには危険であるので、事故のないよう管理すること。また、定められたルールに基づく使用を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 ロープ以外の方法で駐車位置を明示する方法について検討中である。また敷地内の見回りにより、利用ルールについて説明、指導を行い、事故の未然防止に努めていく。</p>
<p>イ 敷地内の側溝や敷地に接する道路側溝に土砂が堆積しており、清掃した形跡が見られない。敷地内の側溝については、施設の総合管理業務委託による維持管理の範囲かどうかの確認も行い、また、道路側溝については、道路管理者と調整し、施設内及び周辺の適切な維持管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 2月17日 令和3年2月に、運動広場に設置されていたロープを全て撤去し、以後、必要の都度、石灰白線によって駐車位置を明示することとした。また敷地内の見回りにより、利用ルールについて説明、指導を行い、事故の未然防止に努めている。</p>
<p>イ 敷地内の側溝や敷地に接する道路側溝に土砂が堆積しており、清掃した形跡が見られない。敷地内の側溝については、施設の総合管理業務委託による維持管理の範囲かどうかの確認も行い、また、道路側溝については、道路管理者と調整し、施設内及び周辺の適切な維持管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 側溝清掃について、道路管理者への調整を行い、清掃を行った。</p>

<p>ウ 敷地東側の通路と自転車置場付近で、子ども達が遊んでおり、そこを自転車や原動機付自転車が通行する状況が見受けられ、また、建物内でも、ロビーで子ども達が走り回っている状況などが見受けられた。事故が起らないよう、総合管理業務委託業者に施設の安全管理業務について徹底した指導を行うこと。安全対策を含め、施設全体の管理が行き届いていないように見受けられるので、細心の注意を払うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月18日 総合管理業務委託業者に、より徹底した施設巡回及び利用者への注意喚起に関し注意した。</p>
<p>エ 体育館の錠付きロッカーについて鍵を貸し付けていない。利用者が施錠して安心して使用できるようにすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月18日 利用者が鍵を紛失してロッカーを開けられなくなることが頻発したため、鍵の貸し付けを中止し、貴重品は各自で管理するよう呼び掛けており、その方針を継続していくことを再確認した。</p>
<p>オ 敷地の下を通過する水路について、管轄する上下水道局との間で敷地の占用許可手続がとられていない。敷地占用の手続について、上下水道局と協議を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【検討中】 令和 2年 9月18日 水路用地の測量や登記簿・公図修正、公図修正に基づいた水路占有手続きについて、水路、公共用地及び財産管理の所管課と協議中である。</p> <p>【継続努力】 令和 3年 3月18日 令和2年度の境界確定事業により明確になった敷地境界に基づいて、敷地内の未登記道路及び未登記水路の取扱いについて、水路、公共用地及び財産管理の所管課と協議を進めていく。</p>
<p>(5) 図書館の充実について 開架スペースが狭く、利用者がゆったりと図書を読んだり探したりできる環境になく、また図書も古いものが多い。利用しやすく、また司書が働きやすい図書館になるよう、施設面や蔵書の充実を含めた環境整備に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【検討中】 令和 2年 9月18日 図書の充実及び閲覧環境改善へ向けて、所要の予算要求のための準備を進める。</p> <p>【措置済】 令和 3年 3月18日 令和2年度においては、利用率の高い図書をはじめとして劣化の著しい図書を中心に更新を図った。また令和3年度においては、閲覧席の個別ブース化を予定しており、引き続き、図書の充実と閲覧環境の整備・改善に努めていく。</p>

<p>(6) 子どもの学習用スペース等について 学習室の使用は高校生以上が対象となっており、小中学生が学習に使用できるのは、図書館の限られた専用スペースしかなく、場所が不足している。学習室が空いているときは小中学生も使用できるようにするなど、対策を図ること。また、当施設は子ども達が集まってくる場所になっており、そのための利用環境についても検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 2年 9月18日 職員の見守りができることも考慮して、小中学生の学習は図書館の閲覧室を利用するよう求めている。学習室が空いている時の小中学生の利用については、職員の見守り体制も含めた課題として検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 職員の見守りも考慮して、小中学生については図書閲覧室での学習をお願いしている。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学習室の定員を大幅に減らしていることもあるため、状況を注視しながら、子どもの学習環境についても、今後の課題として検討していく。</p>
<p>(7) 施設の改修工事について 工事の発注においては、イベントや施設の利用状況を十分考慮し、施工時期や工期をできるだけ短く設定するよう努めるとともに、建物内については、特に安全確保に留意すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 工事スケジュールの調整をはじめ、利用者動線上の安全確保等を徹底していくことについて、工事受託業者と調整を図っていくことを再確認した。</p>
<p>(8) 原課契約工事の発注について 近隣の限られた業者に2者見積りを徴取して発注するパターンが多い。できる限り見積業者の組合せを変えることなどにより、発注の透明性を高めること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 地域事業者の活用を図りながら、限定的な発注パターンに陥らないよう、見積業者の多様化に努めていくことを再確認し、徹底を図った。</p>
<p>(9) 施設運営におけるコスト意識について 財政経営部の作成する施設別行政コスト計算書も参考にし、経営の視点やコスト意識を持った施設運営を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 新型コロナウイルス対策による休館等に伴い、利用料収入は落ち込むことが見込まれるが、施設利用に係る適時の情報発信により利用促進を図った。また、消耗品払出簿等を用いた節約意識喚起によるコスト低減策に努めている。</p>
<p>(10) 施設の使用料の徴取手続について 施設の利用者から使用許可申請書が提出され、使用料を徴取し、領収書を発行しているが、窓口事務の流れに合わせ、使用許可、使用料及び使用明細に関する館長決裁は事後決裁となっている。事故を起こさないため、チェック体制を構築し、内部牽制を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 使用料徴収事務については、窓口事務担当職員とは別の職員によるダブルチェックを行うことにより、収納事務における事故を防ぐ体制について徹底を図った。</p>